

京都市北部山間振興本部規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年8月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第35号

京都市北部山間振興本部規則の一部を改正する規則

京都市北部山間振興本部規則の一部を次のように改正する。

第5条第25号及び第26号を削り、同条第27号を同条第25号とする。

附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)